

第十八条第一項中「保全処分の謄本」を「保全処分の裁判書の謄本」に改め、同条第五項及び第六項を削る。  
第二十条第一項中「第二百五十条第一項」を「第二百六十二条第一項」に改め、同条第三項を削り、同条第二項中「第二百五十条第二項」を「第二百六十二条第六項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。  
2 法第二百六十三条において準用する会社更生法第二百六十二条第四項の否認の登記の抹消の嘱託書には、認可決定謄本を添付しなければならない。

第三十六条の表三の項中「監督命令の謄本」を「監督命令の裁判書の謄本」に改め、同表四の項中「前号」を「口」に改める。  
第三十八条第一項中「保全処分の謄本」を「保全処分の裁判書の謄本」に改め、同条第五項及び第六項を削る。  
第四十条第一項中「第二百五十条第一項」を「第二百六十二条第一項」に改め、同条第三項を削り、同条第二項中「第二百五十条第二項」を「第二百六十二条第六項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。  
2 法第二百六十二条において準用する会社更生法第二百六十二条第四項の否認の登記の抹消の嘱託書には、認可決定謄本を添付しなければならない。

第五十四条中「第五百三十八条」を「第五百四十八条」に、「第四百九十三条第一項」を「第四百九十条第一項」に、「破産」を「破産手続開始」に改める。  
（農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律施行令の一部改正）  
第三条 農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律施行令（平成十三年政令第三十二号）の一部を次のように改正する。  
第二条中「破産」を「破産手続開始」に改める。  
（健康保険法施行令及び貿易保険法施行令の一部改正）  
第四条 次に掲げる政令の規定中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。  
一 健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二十七条ただし書  
二 貿易保険法施行令（昭和二十八年政令第四百一十一号）第二十八号第一号

（社債等登録法施行令の一部改正）  
第五条 社債等登録法施行令（昭和十七年勅令第四百九号）の一部を次のように改正する。  
第十八条第二項中「差押内閣府令、法務省令」を「差押命令」に改める。  
第四十八条中「破産ノ宣告」を「破産手続開始ノ決定」に、「解任内閣府令、法務省令」を「解任命令」に改める。  
（会社経理心急措置法施行令の一部改正）  
第六条 会社経理心急措置法施行令（昭和二十一年勅令第三百九十一号）の一部を次のように改正する。  
第十五条第七項ただし書を削る。  
第二十条第一項中「調はない」を「調わない」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「破産手続又は和議手続」を「又は破産手続」に改め、「破産法」の下に（平成十六年法律第七十五号）を加え、同条第五項中「第六十六条」を「第八十五条」に改める。  
（予算決算及び会計令の一部改正）  
第七条 予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第六十五号）の一部を次のように改正する。  
第五十七条中「なすこと」を「すること」に改め、同条第十二号中「破産法第四百十条」を「破産法（平成十六年法律第七十五号）第二十三条第一項」に改め、「破産管財人」の下に（破産管財人代理を含む。）及び保全管理人（保全管理人代理を含む。）を加える。  
（地方自治法施行令等の一部改正）  
第八条 次に掲げる政令の規定中「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。  
一 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十一号）第六十一条の四第一項  
二 漁業登録令（昭和二十六年政令第二百九十二号）第五十六条  
三 特許登録令（昭和三十五年政令第三十九号）第六十三条  
四 著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第四十二条  
五 回路配置利用権等の登録に関する政令（昭和六十年政令第三百二十六号）第六十条  
六 産業活力再生特別措置法施行令（平成十一年政令第二百五十八号）第十条第一項

七 確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二四四十八号）第四十二条第一項  
八 独立行政法人緑資源機構法施行令（平成十五年政令第四百三十八号）第十七条第二項第四号  
（鉱業登録令の一部改正）  
第九条 鉱業登録令（昭和二十六年政令第十五号）の一部を次のように改正する。  
第五十一条第二項中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。  
第七十三条中「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。  
（漁船損害等補償法施行令の一部改正）  
第十条 漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）の一部を次のように改正する。  
第十二条第一項第四号及び第十六条第一項第四号中、「解散又は破産」を「若しくは解散又は組合員についての破産手続開始の決定」に改める。  
（租税特別措置法施行令の一部改正）  
第十一条 租税特別措置法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。  
第二十五条の十二の第二項中「破産法（大正十一年法律第七十一号）」を「破産法（平成十六年法律第七十五号）」に、「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。  
（国税徴収法施行令の一部改正）  
第十二条 国税徴収法施行令（昭和三十四年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。  
第三十六条第二項第一号中「執行機関」の下に（破産法（平成十六年法律第七十五号））第百四十四条第一号（租税等の請求権の届出）に掲げる請求権に係る国税の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所、次条第二号において同じ。）を加える。  
（組合等登記令の一部改正）  
第十三条 組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）の一部を次のように改正する。  
第八条中「破産」を「破産手続開始の決定」による解散」に改める。  
第二十六条第二項中「破産」を「破産手続開始の決定」による解散」に、「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。  
（所得税法施行令の一部改正）  
第十四条 所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）の一部を次のように改正する。

第百四十四条第一項第一号八を削り、同号二を同号八とし、同号水中「イからニまで」を「イからハまで」に改め、同号水を同号二とし、同項第三号八中「破産法」の下に（平成十六年法律第七十五号）を加え、破産の申立て」を「破産手続開始の申立て」に改める。  
（法人税法施行令の一部改正）  
第十五条 法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。  
第九十六条第一項第一号八を削り、同号二を同号八とし、同号水中「イからニまで」を「イからハまで」に改め、同号水を同号二とし、同項第三号八中「破産法」の下に（平成十六年法律第七十五号）を加え、破産の申立て」を「破産手続開始の申立て」に改める。  
第百七十七条第二号を次のように改める。  
二 内国法人について破産法の規定による破産手続開始の決定があつたこと。 同法第二十七条第五項（定義）に規定する破産債権同条第七項に規定する財団債権のうち、その破産手続開始前の原因に基づいて生じたものを含む。）  
第百七十七条第三号中「第八十四条第一項」を「第八十四条」に改め、に規定する再生債権」の下に（同法に規定する共益債権又は同法第二百二十二条第一項（一般優先債権）に規定する一般優先債権のうち、その再生手続開始前の原因に基づいて生じたものを含む。）を加える。  
（証券取引法施行令の一部改正）  
第十六条 証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）の一部を次のように改正する。  
第十四条第一項第一号へ及び同項第二号八中「破産」を「破産手続開始」に改め、同条第二項第四号を次のように改める。  
四 破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定又は整理開始の命令を受けたこと。  
第十四条第二項第五号中「破産」を「破産手続開始」に改める。  
第十八条の九第一号を次のように改める。  
一 破産法（平成十六年法律第七十五号）第百九十七条第一項（同法第二百九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による配当の公告  
第十八条の九中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。  
二 法第七十九号の五十五項の規定による通知

第百四十四条第一項第一号八を削り、同号二を同号八とし、同号水中「イからニまで」を「イからハまで」に改め、同号水を同号二とし、同項第三号八中「破産法」の下に（平成十六年法律第七十五号）を加え、破産の申立て」を「破産手続開始の申立て」に改める。  
（法人税法施行令の一部改正）  
第十五条 法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。  
第九十六条第一項第一号八を削り、同号二を同号八とし、同号水中「イからニまで」を「イからハまで」に改め、同号水を同号二とし、同項第三号八中「破産法」の下に（平成十六年法律第七十五号）を加え、破産の申立て」を「破産手続開始の申立て」に改める。  
第百七十七条第二号を次のように改める。  
二 内国法人について破産法の規定による破産手続開始の決定があつたこと。 同法第二十七条第五項（定義）に規定する破産債権同条第七項に規定する財団債権のうち、その破産手続開始前の原因に基づいて生じたものを含む。）  
第百七十七条第三号中「第八十四条第一項」を「第八十四条」に改め、に規定する再生債権」の下に（同法に規定する共益債権又は同法第二百二十二条第一項（一般優先債権）に規定する一般優先債権のうち、その再生手続開始前の原因に基づいて生じたものを含む。）を加える。  
（証券取引法施行令の一部改正）  
第十六条 証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）の一部を次のように改正する。  
第十四条第一項第一号へ及び同項第二号八中「破産」を「破産手続開始」に改め、同条第二項第四号を次のように改める。  
四 破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定又は整理開始の命令を受けたこと。  
第十四条第二項第五号中「破産」を「破産手続開始」に改める。  
第十八条の九第一号を次のように改める。  
一 破産法（平成十六年法律第七十五号）第百九十七条第一項（同法第二百九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による配当の公告  
第十八条の九中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。  
二 法第七十九号の五十五項の規定による通知